令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学　校　名	福岡県立小倉西高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

(1) いじめはどの生徒にも起こりうる，どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ，生徒の尊厳が守られ，生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。

(2) 生徒が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学校づくりを行う。

(3) いじめ防止対策委員会が中心となって未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて，日常的に生徒の行動の様子を把握したり，定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして，どのような改善を行うのか，どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し，体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

<u>いじめの早期発見</u>

① すべての生徒に声掛けを行う（気になる生徒を見過ごさない）
② 冷やかし，からかい，悪口に毅然とした指導を行う
③ 携帯・スマホ上でのいじめを常に牽制する

<u>いじめに対する措置</u>

① 発見次第，即止める
② 必ず組織で対応する
③ 報（告）・連（絡）・相（談）は早めに，そして確実に行う

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）　いじめの態様，認識

ア いじめの態様

□冷やかし，からかい，悪口，脅し文句等　　□仲間外し，集団による無視
□軽くぶつかる，遊ぶふりをして叩く・蹴る　　□ひどくぶつかる，叩く，蹴る
□金品をたかる　　□金品を隠す，盗む，壊す，捨てる
□嫌なこと，恥ずかしいこと，危険なことをさせる　□ＳＮＳ等での誹謗中傷等

イ いじめの認識（目線合わせ）

たとえ，生徒が「苦痛は感じているが，いじめとは思わない」と言明しても

・深刻な苦痛を感じている　・精神的な苦痛※を感じている　・心身の苦痛を感じている

一つでも該当すれば「いじめ」と解釈する。

※精神的苦痛とは，苛立ち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等をいう。

（2） いじめの防止のための措置

ア　いじめについての共通理解のための方策

① 〔教職員〕いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修会や職員会議で周知を図る。

② 〔生徒〕全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

③ 〔生徒・教職員〕いじめとは何かについて具体的な認識を共有するために，何がいじめなのかを具体的に列挙した啓発ポスターを目につく場所に掲示する。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実

② 体験活動の推進

・生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。

・自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③「ソーシャルスキル・トレーニング」「SOSの出し方に関する教育」「ピア・サポート」※の実施

※ 異学年等の交流を通じ，「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し，自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の注意

① 常日頃から一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。

・いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないようにする。

② クラスや学年，部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

③ ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツ や読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。

④ 教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払う。

⑤ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめている生徒や，周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず，いじめられている生徒を孤立させ，いじめを深刻化させる。

⑥ 発達障がいや性同一性障がい等，きめ細かな対応が必要な生徒について，適切に理解した上で，生徒に対する指導に当たる。

⑦ いじめのない良好な環境のもとで部活動が実施できるように，部活動顧問等が部室の使用方法

や人間関係をよりよく形成できる活動内容及び方法について機会を捉え指導を行う。

⑧ 設置した相談ポストの周知と適切な運用に努める。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む　～いじめに対応できる生徒の育成をめざして～

①学校の教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。

ねたみや嫉妬など，いじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての生徒が認められている，満たされているという思いを抱くことができるように，生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際，教職員はもとより，家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで，幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

②自己肯定感を高められるような困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設ける。

オ 生徒自らがいじめについて学び，取り組む

① 生徒会による「いじめ防止宣言」など生徒が主体的に取り組む場を設定する。その際，全ての生徒がその意義を理解し，主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに，教職員は陰で支える役割に徹する。

② 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。

④ ささいな嫌がらせや意地悪であっても，しつこく繰り返したり，みんなで行ったりすることは，深刻な精神的危害になることを学ばせる。

（3） いじめ防止のための（職務別）チェックリスト

職　務	具体的措置
クラス担任 教科担当	□生徒が相談しやすい良好な人間関係（信頼関係）を構築しているか？ □日常的にいじめ問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気をクラス全体に醸成しているか？ □はやしたてたり，見て見ぬふりもいじめを肯定していることを理解させ，傍観者から仲裁者への転換を促しているか？ □一人一人を大切にした達成感のある（分かりやすい）授業を行っているか？ □生徒に対して不適切な認識や言動を行うことなく，指導のあり方に細心の注意を払っているか？
養護教諭	□学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げるように工夫しているか？
生徒指導担当教員	□いじめ問題を校内研修会や職員会議で積極的に取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか？ □関係機関からの情報の収集や交換，連携に取り組んでいるか？
管理職	□全校集会などでいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成しているか？ □道徳教育や人権教育の充実，体験活動や読書活動などの推進に計画的に取り組んでいるか？ □生徒が自己有用感を高める場面や乗り越える体験を積極的に設けるように教職員に働きかけているか？ □いじめ防止に向けて，生徒自らが主体的に参加する取組を推進しているか？

（４）いじめの防止等のための職員研修

ア いじめに関する職員研修会

□４月：学校基本方針の確認及び生徒対応研修会

□４月：職員いじめ防止対策研修会①（いじめの早期発見・対応について）

□４月：生徒情報交換会

イ 授業改善に関する職員研修会

□７月：授業アンケート①

□８月：授業改善研修会①（授業アンケート①の結果の還元と授業の見直し）

□11 月：授業アンケート②

□２月：授業改善研修会②（授業アンケート②の結果の還元と授業の見直し）

※なお、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

・大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われる。

イ いじめを積極的に認知する。

・たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から複数の教職員で的確に関わる。

ウ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

エ 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

オ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い，情報を共有する。

特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては，被害者からの訴えがなかったり，周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

（２）いじめの早期発見のための措置

ア 毎月実施するアンケート調査や教育相談により，いじめの実態把握に取り組む。

イ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

ウ 年３回実施する学校生活アンケートを活用することで，家庭との連携を図る。

エ 生徒及びその保護者等，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

オ 生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止められているか，適切に機能しているかなど，定期的に体制を点検する。

※生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。生徒の相談に対し，「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり，相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは，あってはならない。

カ 教育相談のための保健室や管理棟１Ｆ第２会議室の利用を促し，電話相談窓口について広く周知する。教育相談等で得た個人情報については対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。

キ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り，個人ノートや教職員と生徒の間で日常行われている日誌等を活用して交友関係や悩みを把握する。

ク 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

ケ 収集したいじめに関する情報については教職員全体で共有する。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

ア 発見・通報を受けた場合は，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

イ 喧嘩やふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ウ 被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。いじめには，心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず，心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても，周囲の反応を恐れて，いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し，個々の生徒理解に努め，様々な変化をとらえて，適切に対応する。

エ インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめに対して適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめの疑いのある事案を把握した段階で，管理職から県教育委員会へ第一報を行う。

イ 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。

ウ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持つ。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

エ 発見した教職員・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，情報を共有しないことは，法の規定に違反し得ることを踏まえ「いじめ防止対策委員会」と直ちに情報を共有する。

※ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

※ 部活動指導員，非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

オ 「いじめ防止対策委員会」が中心となり，速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。

カ 事実確認の結果は，校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者等に連絡する。

キ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から，ためらうことなく小倉北警察署や少年サポートセンターと相談して対処する。

ク 生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに小倉北警察署に通報し，適切に援助を求める。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒から，事実関係の聴取を行う。その際，「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。また，生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

イ 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。

ウ いじめられた生徒や保護者等に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該生徒の見守りを行うなど，いじめられた生徒の安全を確保する。

エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，

いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

オ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり，状況に応じて出席停止制度を活用したりして，いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

カ 状況に応じて，心理や福祉等の専門家，教員経験者・少年サポートセンターなど外部専門家の協力を得る。

キ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行う。

ク 事実確認のための聴き取りやアンケート等により，判明した情報は適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，学校は，複数の教職員で連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，少年サポートセンターなど外部専門家の協力を得て，組織的に，いじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。

イ 事実関係を聴取したら，迅速に保護者等に連絡し，事実に対する保護者等の理解や納得を得た上，学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに，保護者等に対する継続的な支援を行う。

ウ いじめた生徒への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。

エ いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

オ いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別な指導計画による指導のほか，出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。

カ 教育上必要があると認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に，生徒に対して※懲戒を加えることも考えられる 。ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的配慮に十分に留意し，いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※退学，停学，訓告のほか，生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り，通常，懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として，注意，叱責，居残り，別室指導，起立，宿題，清掃，学校当番の割当て，文書指導など

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ クラス全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

（６）ネット上のいじめへの対応

ア 早期発見

① 福岡県教育委員会等と連携し，ネット上のトラブルの早期発見に努める。

② 生徒が悩みを抱え込まないよう法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など，関係機関の取組について周知する。

イ 情報モラル・リテラシー教育の推進

① 教科「情報」において，パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス），携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者等に対してもこれらについての理解を求めていく。

② 小倉北警察署，少年サポートセンターと連携を図り，講演会等を通じてＳＮＳ使用上の留意点等について，生徒の理解を深めさせる。

ウ 発見，発覚後の対応

① 重大な被害が生じる前に早めに相談する。

② ネット上の不適切な書き込み（名誉毀損やプライバシーの侵害等）については，被害の拡大を避けるため，※プロバイダに対して速やかに情報発信の停止と情報の削除を求める。これが困難な場合は、サイバー犯罪対策課に相談する。

③ 必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を求める。

④ 生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

（７）いじめの解消

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。いじめの解消の判断は，いじめ防止対策委員会での審議の結果を受け，校長が判断する。

ア 加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく，心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも３か月を目安として止んでいること。ただし，この目安にかかわらず，いじめの被害の重大性等から，さらに長期の期間が必要であると判断される場合は，より長期の期間設定をする。また，被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て，双方の当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断する。

イ 保護者等と本人への面談等により，被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることで判断する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

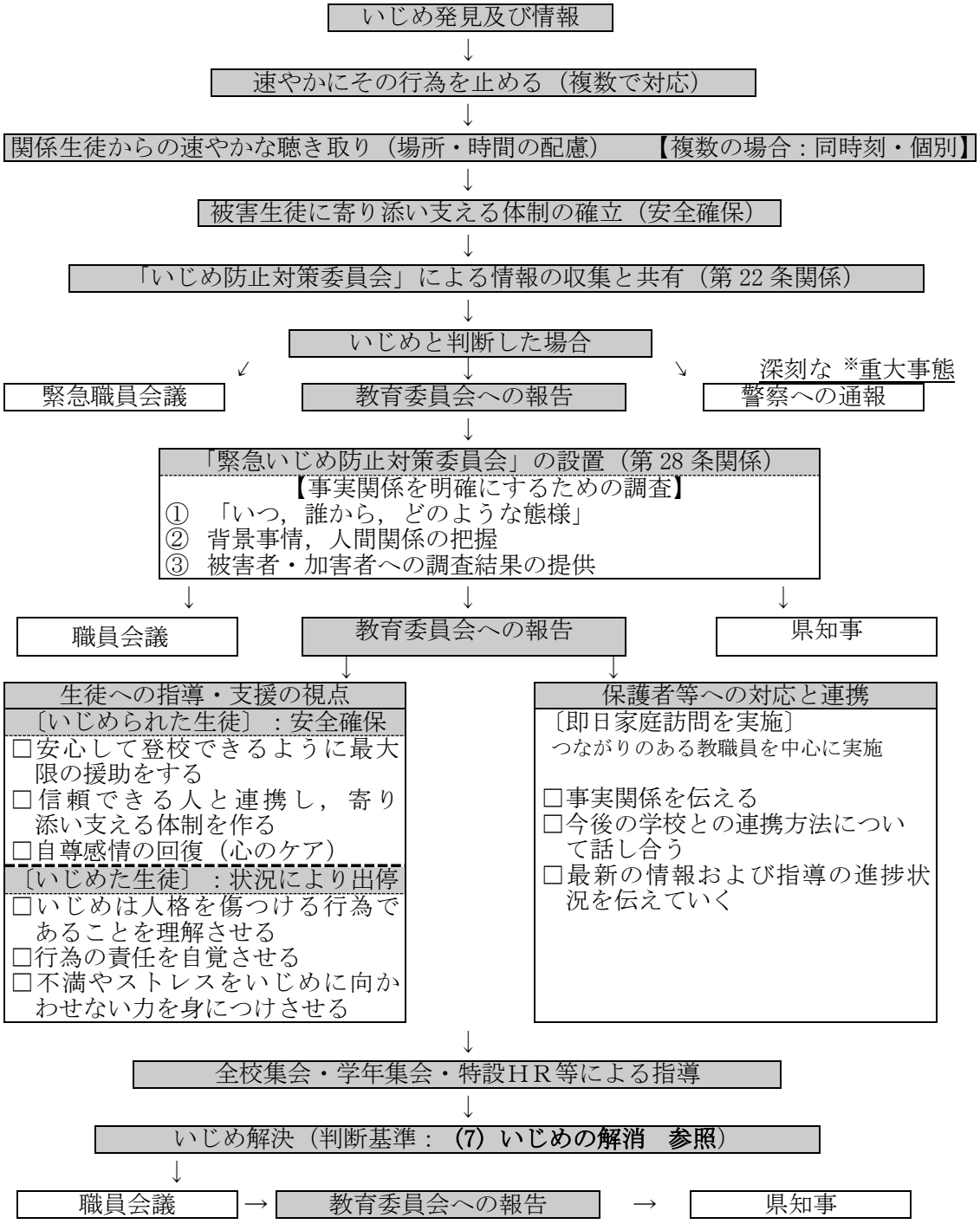

※生命，心身や財産に重大な被害が生じた疑い・３０日以上の欠席が余儀なくされている疑い

（２）調査結果の提供及び報告

ア 調査の組織・方法・方針・経過及び事実関係等を保護者等に対して説明する。その際，適時・適切な方法で，経過報告を行うこととする。

イ 学校は，県教育委員会を通じて県知事へ調査結果について報告する。調査結果には，今後の同種の事態防止策及びいじめを受けた児童生徒またはその保護者等の調査結果に対する所見を取り入れる。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ防止対策委員会（第 22 条）
緊急いじめ防止対策委員会（第 28 条）

（２）いじめ防止対策推進法第２２条に係る組織の役割と機能

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割を担う。

④ いじめの疑いに関する情報があった時には，緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

⑤ 学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで，地域や家庭に対して，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

②「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。なお，この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

③調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく，学校が事実に向き合うことで，当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

７　学校評価

学校いじめ防止基本方針において，いじめ防止等のための取組（いじめを起こさない，いじめを許さない環境づくりに係わる取組，早期発見，事案対処法の実行，定期的または必要に応じたアンケート，学期はじめの個人面談，保護者面談の実施，校内研修の実施等）に係わる達成目標を設定する。

また，実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ，その評価結果を踏まえて学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図っていく。